

税関総署

「部分規則改正に関する決定」、「税関加工貿易貨物監督管理弁法」、「税関加工貿易貨物監督管理弁法執行の関連問題に関する公告」を公布

トランザクションバンキング部

2014年3月12日より税関総署から多くの公告が公布され、公布日から施行されています。ここでは、その中でも特に重要と思われる公告について3回に分けてご説明します。前96期では図表1の①②⑤を、本97期では③④⑦を、98期では⑥⑧⑨⑩をご説明します。

【図表1：税関総署が公布した公告一覧（重要な公告を抜粋）】

	公布日 施行日	タイトル	概要
①	3/12	税関総署の部分規定廃止に関する決定 (税関総署令第216号)	✓ 税関規則4本の廃止
②	3/12	税関輸入貨物直接返送管理弁法 (税関総署令第217号)	✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定 ✓ 輸入貨物直接返送条件・手続きを規定
③	3/13	税関総署の部分規則改正に関する決定 (税関総署令第218号)	✓ 税関規則15本の改正 ✓ 条件緩和と手続き簡素化
④	3/12	税関加工貿易貨物監督管理弁法 (税関総署令第219号)	✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定 ✓ 加工貿易に関する税関の基本規則
⑤	3/13	税関輸出入貨物報関単（通関申告書/証明書）修正及び取消管理弁法 (税関総署令第220号)	✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定 ✓ 条件緩和と手続き簡素化
⑥	3/13	税関通関単位登録登記管理規定 (税関総署令第221号)	✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定 ✓ 条件緩和と手続き簡素化
⑦	3/24	税関総署の「税関加工貿易貨物監督管理弁法」執行の関連問題に関する公告 (税関総署公告2014年第21号)	✓ ④の補充規定
⑧	4/1	税関総署の通関作業ペーパーレス化改革業務の本格推進の関係事項に関する公告 (税関総署公告2014年第25号)	✓ 税関のペーパーレス化の範囲を拡大、 手続き簡素化
⑨	4/3	税関総署の「税関通関単位登録登記管理規定」関連法律文書と報告表書式公布に関する公告 (税関総署公告2014年第26号)	✓ ⑥の報告書式を制定
⑩	4/10	「企業所在地申告、企業所在地通過」適用範囲拡大に関する公告 (税関総署公告2014年第28号)	✓ 適用範囲拡大

1、③税関総署の部分規則改正に関する決定（税関総署令第218号）について

行政の簡素化と権限移譲の一環として、税関規則15弁法が一部改正されました。

【図表2：改正された弁法】

タイトル	変更点
「中華人民共和国税関の進料加工保税集団に対する管理弁法」	✓ 進料加工に関する弁法。税関での契約登記備案（届出）が不要に、輸入原材料が全額保税時の監督管理手続き費が不要に。
「中華人民共和国税関の異地加工貿易に関する管理弁法」	✓ 異地加工貿易（※1）に関する弁法。異地加工の税関手続きが行政許可の対象から外れ、核準（認可）や契約書登記備案が不要に。
「中華人民共和国税関の転関（※2）貨物の監督管理弁法」	✓ 転関貨物に関する弁法。申告データの修正・取消しは税関の同意が不要となり、規定に一致していれば可能に。
「中華人民共和国税関の期限超過未通関輸入貨物、卸地間違い或いは過剰卸しの入国貨物および放棄輸入貨物に関する処理弁法」	✓ 期限超過未通関輸入貨物、卸地間違い或いは過剰卸しの貨物に対して、返送輸出手続き時の税関への申請が不要に。
「中華人民共和国税関の輸出入貨物申告管理規定」	✓ 通関員資格は不要となり、通関人員を税関へ備案することに。報関単（通関申告書/証明書）電子データの修正・再送付は、税関規定に照らす必要なく、10日以内に修正・再送付する。税関申告後の申告内容修正・取消しは税関の審査批准が不要に。
「中華人民共和国税関の加工貿易の端材、節約余剰材、不良品、副産品、被災保税貨物に関する管理弁法」	✓ 加工貿易の端材、節約余剰材、不良品、副産品、被災保税貨物の国内販売・返送の処分手続き、結転（繰越）手続きの許可が不要に。
「中華人民共和国税関が『中華人民共和国行政許可法』を実施する弁法」	✓ 通関士の全国統一試験を廃止。
「中華人民共和国税関の輸出入貨物徴税管理弁法」	✓ 輸出入申告納税手続き機関が、申告地の直属税関に限らず授權した従属税関でも可能に。納税期限延長申請時の税関総署の審査が不要に。
「中華人民共和国税関の輸入貨物申告遅滞金徴収弁法」	✓ 申告遅滞発生時の税関審査が不要に。申告遅滞金減免時の申請先が税関総署から申告地の税関へ。
「中華人民共和国税関の行政処罰広聴弁法」	✓ 税関の処罰項目から、通関士資格に関する項目を削除。
「中華人民共和国税関の加工貿易単耗（※3）管理弁法」	✓ 加工貿易企業の加工貿易備案を取消し。下記2、でご説明する第219号令の施行に伴ったもの。
「中華人民共和国税関の輸出入貨物商品分類管理規定」	✓ 参照規定を図表1の⑤「税関輸出入貨物報関単修正及び取消管理弁法」から関連規定へ変更。
「中華人民共和国税関の行政処罰案件手続き処理規定」	✓ 税関の処罰項目から、通関士資格に関する項目を削除。
「中華人民共和国税関の行政再審議弁法」	✓ 税関の処罰項目から、通関士資格に関する項目を削除。
「中華人民共和国税関の輸出入貨物集中申告管理弁法」	✓ 参照規定を図表1の⑤「税関輸出入貨物報関単修正及び取消管理弁法」から関連規定へ変更。

※1：異地加工貿易とは、加工貿易経営企業が輸入原材料・部品を他の税関関区内の加工生産企業に委託して加工業務を行うこと。

※2：転関とは、輸入貨物の入国地と仕向地が異なる税関の間、輸出貨物の出国地と積出地が異なる税関の間の貨物の保税輸送。

※3：単耗とは、1単位当たりの材料消耗量。

2、④税関加工貿易貨物監督管理弁法（税関総署令第219号）について

加工貿易に関する税関の基本規則であり、同名の弁法を廃止して新たに制定されました。一部条件の緩和・手続き簡素化が行われています。

(1) 変更項目

- 経営企業が加工貿易企業所在地の主管税関で行う加工貿易貨物の備案（届出）が不要に。
- 加工貿易項目下の輸入材料が保税監督管理を行う場合の税関備案が不要に。
- 加工貿易企業の前年度企業生産経営活動の年度報告が不要に。
- 加工貿易貨物の廃棄についての項目が削除。
- 経営企業が直接港の税関で通関手続きを行うことができる場合に「加工貿易輸出商品アフターサービスの必要により未加工保税材料を輸出する場合」が追加。従前は、「輸入材料の品質に問題があり、原サプライヤーに戻して交換をする必要がある場合」のみ。

(2) 保証金或いは保証状の提出

税関の監督管理上のリスクがある場合、税関へ経営企業が納めるべき税額相当の保証金或いは銀行、非銀行金融機関の保証状を提出する必要があります。保証状の発行機関として、旧弁法では「銀行」のみでしたが、「非銀行金融機関」が追加されました。

【図表3：税関へ保証金或いは保証状を提出する必要がある場合】

保証金或いは保証状を提出しないと、税関が手冊（手帳）作成手続きを行わない場合
✓ 密貿易を疑われ、既に税関から立件捜査され、案件がまだ審査終了していない
✓ 管理混乱により税関から整理改革を要求され、整理改革期間内である
税関が、手冊作成手続き時に、保証金或いは保証状の提出を要求できる場合
✓ 工場或いは設備をリースする
✓ 加工貿易業務を初めて行う
✓ 加工貿易手冊が2回以上延長されている
✓ 異地加工貿易手続きを行う
✓ 違反が疑われ、既に税関から立件捜査され、案件がまだ審査終了していない

(3) 深加工結転¹について

深加工結転の批准が不要になり、転入企業と転出企業が双方の主管税関へ申告して荷受・出荷及び通関続きを行うことや深加工結転禁止事項が規定されました。

【図表4：加工貿易企業が深加工結転手続きを行ってはならない場合】

✓ 税関から期限付き整理改革を命じられ、整理改革期限内にある
✓ 期限を過ぎても手冊申告をしていない
✓ 密貿易の嫌疑を受けて税関から立件調査をされており、まだ審査終了していない

(4) 外注加工について

外注加工業務が批准から備案へと（外注日から3営業日以内に備案が必要）簡素化されました。

¹ 深加工結転とは、加工貿易企業が保税輸入部品の加工製品を別の税関区の加工貿易企業に移転してさらに加工した後、再輸出する経営活動。

また、備案と同時に保証金或いは保証状の提出が必要な条件が、全工程の加工を委託する場合のみに簡素化されました。旧弁法では必要だった①税関の管轄区域を越えて外注加工を行う、②外注加工した貨物を回収せずに直接輸出する、③密貿易の嫌疑を受けて税関から立件調査されておりまだ審査終了していない場合には、保証金或いは保証状の提出が不要とされました。

3、⑦税関総署の「税関加工貿易貨物監督管理弁法」執行の関連問題に関する公告（税関総署公告 2014 年第 21 号）について

上記2、でご説明した税関総署令第219号の補充規定であり、申請資料や手続きなど実務に関わる内容が明文化されています。

【図表6：219号に対する21号公告の補充内容】

税関総署令第219号	税関総署公告2014年第21号による補充内容
<p>第六条 税関は国家规定に照らして加工貿易貨物に対して保証制度を行う。</p> <p>税関の批准を経ずに、加工貿易貨物の担保差し入れは不可。</p>	<p><担保手続きを行うことができない状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 担保が加工貿易貨物生産の正常展開に影響する 2) 担保加工貿易貨物或いはその使用保税材料が輸出入許可証書管理に関係する 3) 担保加工貿易貨物が来料加工貨物に属する 4) 契約ごとに管理している場合、担保期限が手冊有効期限を越える 5) 企業ごとに管理している場合、担保期限が一年を越える 6) 密貿易や規範違反の疑いがあり、税関から立件調査、検査され、案件がまだ審査完了していない 7) 税関から整理改革を要求され、整理改革期間中にある <p><加工貿易貨物担保申請時の提出資料></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 正式書面申請 2) 銀行担保付貸出の書面同意資料 3) 税関が必要と認識するその他証書
<p>第十条 加工貿易貨物の保管場所変更時は、税関の批准が必要。</p>	<p>✓ 保管場所の変更や増加時、保管住所と期限等を明記した書面申請と保管場所の所有権証書コピーが必要。</p>
<p>第二十四条 外注加工業務は、外注日から3営業日以内に税関で備案を行う。全工程の加工を委託する場合、備案と同時に税関へ外注加工貨物の納税すべき税額相当の保証金或いは銀行、非銀行金融機構の保証状を提出する。</p>	<p>✓ 外注日から3営業日以内に税関へ外注加工の基本状況を備案し、10日以内に税関へ実際の荷受荷送状況を申告する。</p> <p>✓ 企業外注加工備案情報に変更が生じた場合、税関で関連情報の変更を行う。変更により企業が納めるべき外注加工保証金額が増加する場合、企業は保証金或いは保証状を追加で納める。</p>
<p>第二十七条 税関の核準を経て、保税材料間、保税材料と非保税材料間での交換が可能。</p>	<p><内部材料交換申請時の原則></p> <p>✓ 保税材料間及び保全材料と輸入非保税材料間の交換は、同種類、同規格、同数量であること</p> <p>✓ 保税材料と国産材料間の交換は同種類、同規格、同数量、</p>

	関税率ゼロで商品が輸出入許可証管理に関係しないこと
第三十三条 加工貿易保税輸入材料や完成品の国内販売転換時、税関は主管部門が内販を許可した有効批准文書を根拠とし、保税輸入材料に対して税金を徴収し延滞利息を追加徴収する。	<p><加工貿易貨物の国内販売手続き時の提出資料></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 主管部門発行の「加工貿易保税輸入材料国内販売批准証」 2) 経営企業の加工貿易貨物国内販売申請資料 3) 分類と価格審査に関連して提出した資料 <p>上記資料を以って「加工貿易貨物国内販売税徴収連絡票」による通関手続きを行う。</p>
	<p><余剰原材料の結転（繰越）申告時に提出が必要な書類></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 経営企業が余剰原材料結転を申告した資料 2) 経営企業が結転する余剰原材料のリスト 3) 税関が取得を必要とするその他証書と資料 <p>上記資料を以って「加工貿易余剰原材料結転連絡票」による通関手続きを行う。</p>

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">海关总署令第218号</p> <p>《海关总署关于修改部分规章的决定》已于2014年2月13日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自公布之日起施行。</p> <p style="text-align: right;">署长 2014年3月13日</p> <p style="text-align: center;">海关总署关于修改部分规章的决定</p> <p>为了有效推动简政放权、转变职能，深化行政审批制度改革，根据《全国人民代表大会常务委员会关于修改〈中华人民共和国海洋环境保护法〉等七部法律的决定》（主席令第8号）以及《国务院关于修改部分行政法规的决定》（国务院令第645号）、《国务院关于取消和下放一批行政审批项目的决定》（国发〔2013〕44号），海关总署决定对《中华人民共和国海关对进料加工保税集团管理办法》等15部规章进行修改，具体内容如下：</p> <p>一、《中华人民共和国海关对进料加工保税集团管理办法》（海关总署令第41号公布）作如下修改：</p> <p>（一）将第八条“保税集团在为加工出口产品所需进口料、件前，其牵头企业应持凭经贸主管部门颁发的《进料加工批准书》连同合同副本或订货卡片向海关办理合同登记备案手续。海关审核无误后，向其签发《进料加工登记手册》（以下简称《登记手册》），并在右上角加盖‘保税集团货物’戳记。”修改为“保税集团在为加工出口产品所需进口料、件前，其牵头企业应当凭经贸主管部门颁发的《进料加工批准书》连同合同副本或者订货卡片向海关办理手册设立手续，海关发放《进料加工登记手册》（以下简称《登记手册》），并在右上角加盖‘保税集团货物’戳记。”</p> <p>（二）将第十条“海关对保税集团进口的料、件予以全额保税，集团的牵头企业应按规定向海关交纳监管手续费。进口的料、件应存</p>	<p style="text-align: center;">税関総署令第218号</p> <p>「税関総署の部分規則改正に関する決定」は既に2014年2月13日に税関総署業務会議の審査を通過、ここに公布し、公布日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">署長 2014年3月13日</p> <p style="text-align: center;">税関総署の部分規則改正に関する決定</p> <p>行政簡素化と権限委譲、職能転換を有効に推進し、行政審査制度改革を深化するために、「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国海洋環境保護法』第七部法律を改正することに関する決定」（主席令第8号）及び「国務院部分行政法規を改正することに関する決定」（国務院令第645号）、「国務院の行政審査項目を取り消し権限委譲することに関する決定」（国発〔2013〕44号）に基づき、税関総署は「中華人民共和国税関の進料加工保税集团に対する管理弁法」等15部規則に対して改正を行うことを決定した。具体的な内容は以下の通り。</p> <p>一、「中華人民共和国税関の進料加工保税集团に対する管理弁法」（税関総署令第41号公布）を以下のように改正する。</p> <p>（一）第八条の“保税集团が輸出商品に必要な輸入原材料・部品を加工する前に、その仲介企業は経済貿易主管部門が発行した「進料加工批准書」と一緒に契約書副本或いは発注カードを以って税関で契約登記備案（届出）手続きを行う。税関が間違いがないことを審査した後、「進料加工登記手冊（手帳）」（以下略称「登記手冊」）にサインして発行し、右上角に「保税集团貨物」の印章を押す。”を以下に修正する。“保税集团が輸出商品に必要な輸入原材料・部品を加工する前に、その仲介企業は経済貿易主管部門が発行した「進料加工批准書」と一緒に契約書副本或いは発注カードを以って税関で手冊作成手続きを行い、税関は「進料加工登記手冊」（以下略称「登記手冊」）を発行し、右上角に「保税集团貨物」の印章を押す。”</p> <p>（二）第十条の“税関が保税集团の輸入原材料・部品を全額保税とする場合、集团の仲介企業は規定に照らして税関へ監督管理手續費を納めなければならない。輸入原</p>

入指定の保税仓库，料、件出库加工时，海关按对保税仓库及所存货物的管理办法进行监管。保税进口料、件进入加工环节时，海关按对保税工厂的管理办法进行监管。加工的成品出口，免征出口关税，如属出口许可证管理商品，还应向海关交验出口货物许可证。”修改为“海关对保税集团进口的料、件予以全额保税，集团的牵头企业应当按照规定向海关办理手续。进口的料、件应存入指定保税仓库，料、件出库加工时，海关按照对保税仓库及所存货物的管理办法进行监管。保税进口料、件进入加工环节时，海关按照对保税工厂的管理办法进行监管。加工的成品出口，免征出口关税，如果属于出口许可证管理商品，还应当向海关交验出口货物许可证。”

(三) 将第十四条“保税进口的料、件，应自进口之日起一年内加工成品返销出口。如有特殊情况需要延长期限的，保税集团的牵头企业应向海关提出书面申请，但延期最长不得超过一年。如期满仍未加工成品复出口或转为进口的，由海关按《海关法》有关规定处理。”修改为“保税进口的料、件，应当自进口之日起一年内加工成品返销出口。如果有特殊情况需要延长期限的，保税集团的牵头企业应当向海关办理延期变更手续，但是延期最长不得超过一年。如果期满仍未加工成品复出口或者转为进口的，由海关按照有关规定依法处理。”

二、对《中华人民共和国海关关于异地加工贸易的管理办法》(海关总署令第74号发布)作如下修改：

(一) 将第五条“经营单位开展异地加工贸易，须凭其所在地外经贸主管部门核发的《加

材料・部品は指定の保税倉庫へ搬入しなければならず、原材料・部品を在庫して加工する場合、税関は保税倉庫及び所在貨物の管理弁法に基づき監督管理を行う。保税輸入原材料・部品が加工段階に入った時、税関は保税工場に対する管理弁法に基づき監督管理を行う。加工した完成品を輸出し、輸出関税を免税する、輸出許可証管理商品に属する場合、さらに税関へ輸出貨物許可証を提出して検査しなければならない。”を以下に修正する。

“税関が保税集团の輸入原材料・部品を全額保税とする場合、集团の仲介企業は規定に照らして税関で手続きをしなければならない。輸入原材料・部品は指定の保税倉庫へ搬入しなければならず、原材料・部品を在庫して加工する場合、税関は保税倉庫及び所在貨物に対する管理弁法に照らして監督管理を行う。保税輸入原材料・部品が加工段階に入った時、税関は保税工場に対する監督管理弁法に照らして監督管理を行う。加工した完成品を輸出し、輸出関税が免除され、輸出許可証管理商品に属する場合、さらに税関へ輸出貨物許可証を提出して検査を受けなければならない。”

(三) 第十四条の“保税輸入材料・部品は輸入日から1年以内に完成品に加工し輸出しなければならない。特別な事情で期限延長が必要な場合、保税集团の仲介企業は税関へ書面申請を提出するが、延長期限は最長1年を越えてはならない。満期だがまだ完成品に加工し再輸出していない或いは輸入に切替えている場合、税関は「税関法」関連規定に従い処理する。”を以下に修正する。“保税輸入原材料・部品は輸入日から1年以内に完成品に加工し輸出しなければならない。特別な事情で期限延長が必要な場合、保税集团の仲介企業は税関で延長変更手続きを行うが、最大延長期間は1年を越えてはならない。満期だがまだ完成品に加工し再輸出していない或いは輸入に切替えている場合、税関は関連規定に照らして法に則り処理する。”

二、「中華人民共和國税関の異地加工貿易に関する管理弁法」(税関総署令第74号公布)を以下のように改正する。

(一) 第五条の“經營單位が異地加工貿易を展開する時、その所在地外の經濟貿易主管部門が発行する「加工貿易

工贸易业务批准证》和加工企业所在地外经贸主管部门出具的《加工贸易加工企业生产能力证明》，填制《中华人民共和国海关异地加工贸易申请表》（格式见附件1，以下简称《申请表》），向经营单位主管海关提出异地加工申请。”修改为“经营单位开展异地加工贸易，应当凭其所在地外经贸主管部门核发的《加工贸易业务批准证》和加工企业所在地外经贸主管部门出具的《加工贸易加工企业生产能力证明》，填制《中华人民共和国海关异地加工贸易申报表》（格式见附件1，以下简称《申报表》），向经营单位主管海关办理异地加工手续。”

（二）将第六条“经营单位主管海关在核准其异地加工申请时，对于办理过异地加工贸易业务的经营单位，须查阅由加工企业主管海关反馈的《中华人民共和国海关异地加工贸易回执》（格式见附件2，以下简称《回执》）。经核实合同执行情况正常的，在《申请表》

（一式二联）内批注签章，与《加工贸易业务批准证》、《加工贸易加工企业生产能力证明》一并制作关封，交经营单位凭以向加工企业主管海关办理合同登记备案。”修改为“经营单位主管海关在办理异地加工手续时，对于办理过异地加工贸易业务的经营单位，应当查阅由加工企业主管海关反馈的《中华人民共和国海关异地加工贸易回执》（格式见附件2，以下简称《回执》）。经核实合同执行情况正常的，在《申报表》（一式二联）内批注签章，与《加工贸易业务批准证》、《加工贸易加工企业生产能力证明》一并制作关封，交经营单位凭以向加工企业主管海关办理手册设立手续。”

（三）将第七条“加工企业主管海关凭经营单位提供的《加工贸易业务批准证》、“委托加工合同”、《加工贸易加工企业生产能力证明》、《申请表》及其他有关单证办理合同登记备案。如由加工企业向海关办理合

業務批准証」と加工企業所在地外の経済貿易主管部門が発行する「加工貿易加工企业生産能力証明書」を根拠とし、「中華人民共和国税関の異地加工貿易申請表」（添付資料1ご参照、以下略称「申請表」）に入力し、経営単位の主管税関へ異地加工申請を提出しなければならない。”を以下に修正する。“経営単位が異地加工貿易を展開する時、その所在地外の経済貿易主管部門が発行する「加工貿易業務批准証」と加工企業所在地外の経済貿易主管部門が発行する「加工貿易加工企业生産能力証明証」を根拠とし、「中華人民共和国税関の異地加工貿易申請表」（添付資料1ご参照、以下略称「申請表」）に入力し、経営単位の主管税関で異地加工手続きを行わなければならない。”

（二）第六条の“経営単位の主管税関がその異地加工申請を核准（認可）する時、異地加工貿易業務を行っている経営単位は加工企業の主管税関のフィードバックである「中華人民共和国税関異地加工貿易領収証」（添付資料2ご参照、以下略称「領収書」）を調査しなければならない。契約書執行状況が正常であるという事実を確かめ、「申請表」（一式2枚）内の注釈に押印し、「加工貿易業務批准証」と「加工貿易加工企业生産能力証明」一式を封緘し、経営単位は加工企業主管税関で契約書登記備案を行う。”を以下に修正する。“経営単位の主管税関が異地加工手続きを行う時、異地加工貿易業務を行ってきた経営単位は、加工企業主管税関のフィードバックである「中華人民共和国税関異地加工貿易領収証」（添付資料2ご参照、以下略称「領収書」）を調査しなければならない。契約書執行状況が正常であるという事実を確かめ、「申請表」（一式2枚）内の注釈に押印し、「加工貿易業務批准証」と「加工貿易加工企业生産能力証明」一式を封緘し、経営単位は加工企業主管税関で手冊作成手続きを行う。”

（三）第七条の“加工企業主管税関は経営単位が提供する「加工貿易業務批准証」、「委託加工契約書」、「加工貿易加工企业生産能力証明」、「申請書」及びその他関連証明書を以って契約書登記備案を行う。加工企業が税関で契約書備案手続きを行う場合、経営単位が発行した委託

同备案手续的，必须持有经营单位出具的委托书。”修改为“加工企业主管海关凭经营单位提供的《加工贸易业务批准证》、委托加工合同、《加工贸易加工企业生产能力证明》、《申报表》及其他有关单证办理手册设立手续。如果由加工企业向海关办理手册设立手续的，应当持有经营单位出具的委托书。”

(四)将附件中“申请表”修改为“申报表”，“办理了合同登记备案”修改为“设立手册”。

三、对《中华人民共和国海关关于转关货物监管办法》（海关总署令第89号公布）作如下修改：

将第八条第一款的“转关货物申报的电子数据与书面单证具有同等的法律效力。对确因填报或传输错误的的数据，有正当理由并经海关同意，可作修改或者撤销。对海关已决定查验的转关货物，不再允许修改或撤销申报内容。”修改为“转关货物申报的电子数据与书面单证具有同等的法律效力。对确因填报或者传输错误的的数据，符合进出口货物报关单修改和撤销管理相关规定的，可以进行修改或者撤销。对海关已经决定查验的转关货物，不再允许修改或者撤销申报内容。”

四、对《中华人民共和国海关关于超期未报关进口货物、误卸或者溢卸的进境货物和放弃进口货物的处理办法》（海关总署令第91号发布）作如下修改：

将第三条第一款的“由进境运输工具载运进境并因故卸至海关监管区或者其他经海关批准的场所，未列入进口载货清单、运单向海关申报进境的误卸或者溢卸的进境货物，经海关审定确实的，由载运该货物的原运输工具负责人，自该运输工具卸货之日起三个月内，向海关申请办理退运出境手续；或者由

書がなければならない。”を以下に修正する。“加工企业主管税関は経営単位が提供する「加工貿易業務批准証」、委託加工契約書、「加工貿易加工企业生産能力証明」、「申告表」及びその他関連証書を以って手冊作成手続きを行う。加工企業が税関で手冊作成手続きを行う場合、経営単位が発行した委託書を有していなければならない。”

(四) 附属資料中の“申請表”を“申告表”へ改正し、“処理契約書登記備案”を“手冊作成”へ改正する。

三、「中華人民共和國税関の転関（異なる税関の間の保税輸送）貨物に関する監督管理弁法」（税関総署令第89号公布）を以下のように改正する。

第八条第一項の“転関貨物申告の電子データと書面証書は同等の法律効力を有する。報告記入或いは発信により誤ったデータに対しては、正当な理由があり税関の同意を経れば、修正或いは取り消すことができる。税関が既に検査を決定した転関貨物に対して、申告内容を再度修正或いは取り消すことはできない。”を以下に修正する。
 “転関貨物申告の電子データと書面証書は同等の法律効力を有する。報告記入或いは発信により誤ったデータに対しては、輸出入貨物報関単（通関申告書/証明書）の修正と取り消し管理関連規定に合致していれば、修正或いは取り消すことができる。税関が既に検査を決定した転関貨物に対して、申告内容を再度修正或いは取り消すことはできない。”

四、「中華人民共和國税関の期限超過未通関輸入貨物、卸地間違い或いは過剰卸しの入国貨物と輸入貨物放棄に関する処理弁法」（税関総署令第91号發布）に対して以下のように改正する。

第三条第一項の“輸入輸送道具を輸入運送し、かつ事情により税関監督管理区或いはその他税関批准の場所で卸し、輸入運送リストと託送伝票に記載されておらず税関へ輸入の卸地間違い或いは過剰卸しの輸入貨物申告を行い、税関審査を経て確實となった場合、当該貨物運送の原輸送道具責任者を経て、当該運送道具卸しの日から3ヶ月以内に、税関で返送輸出手続き申請する。或い

该货物的收发货人，自该运输工具卸货之日起三个月内，向海关申请办理退运或者申报进口手续。”修改为“由进境运输工具载运进境并因故卸至海关监管区或者其他经海关批准的场所，未列入进口载货清单、运单向海关申报进境的误卸或者溢卸的进境货物，经海关审定确实的，由载运该货物的原运输工具负责人，自该运输工具卸货之日起三个月内，向海关办理直接退运出境手续；或者由该货物的收发货人，自该运输工具卸货之日起三个月内，向海关办理退运或者申报进口手续。”

五、对《中华人民共和国海关进出口货物申报管理规定》（海关总署令第103号公布）作如下修改：

（一）将第六条“为进出口货物的收发货人、受委托的报关企业办理申报手续的人员，应当是取得报关员资格并在海关注册的报关员。未取得报关员资格且未在海关注册的人员不得办理进出口货物申报手续。报关员应当按照国家和海关的法律法规规定和要求开展报关活动。除法律、行政法规和规章另有规定外，报关员及其所属企业应对报关员的申报行为承担相应的法律责任。”修改为“为进出口货物的收发货人、受委托的报关企业办理申报手续的人员，应当是在海关备案的报关人员。”

（二）将第十条第二款的“海关已接受申报的报关单电子数据，经人工审核后，需要对部分内容修改的，进出口货物收发货人、受委托的报关企业应当按照海关规定进行修改并重新发送，申报日期仍为海关原接受申报的日期。”修改为“海关已接受申报的报关单电子数据，人工审核确认需要退回修改的，进出口货物收发货人、受委托的报关企业应当在10日内完成修改并重新发送报关单电子数据，申报日期仍为海关接受原报关单电子数据的日期；超过10日的，原报关单无效，

は当該貨物の荷受荷送人は、当該輸送道具を卸した日から3ヶ月以内に、税関へ返送或いは輸入手続き申告を行う。”を以下に修正する。“輸入輸送道具を輸入運送し、かつ事情により税関監督管理区或いはその他税関批准の場所に卸し、輸入運送リストと託送伝票に記載されており、税関へ輸入の卸地間違い或いは過剰卸しの輸入貨物申告を行い、税関審査を経て确实となった場合、当該貨物運送の原輸送道具責任者を経て、当該運送道具卸しの日から3ヶ月以内に、税関で直接返送輸出手続きを行う。或いは当該貨物の荷受荷送人は、当該輸送道具を卸した日から3ヶ月以内に、税関で返送或いは輸入手続き申告を行う。”

五、「中華人民共和國税関の輸出入貨物申告管理規定」（税関総署令第103号公布）に対して以下のように改正する。

（一）第六条の“輸出入貨物の荷受荷送人と、委託を受けた通関専門会社で申告手続きを行う人員は、通関員資格を取得し税関で登記した通関員であること。通関員資格未取得かつ税関登記を行っていない人員は輸出入貨物申告手続きを行ってはならない。通関員は国家と税関の法律法規と要求に照らして通関活動を行う。法律、行政法規と別途規則に規定されている場合を除き、通関員及びその所属している企業は通関員の申告行為に対して相応の法律責任を負わなければならない。”を以下に修正する。“輸出入貨物の荷受荷送人と、委託を受けた通関専門会社で申告手続きを行う人員は、税関へ備案をした通関人員でなければならない。”

（二）第十条第二項の“税関が既に受領した申告の報関単電子データは、人工審査を経た後、一部内容に対して修正が必要な場合、輸出入貨物の荷受荷送人と委託を受けた通関専門会社は税関規定に照らして修正と再送付を行わなければならない、申告期日は税関が接受した原申告日時である。”を以下に修正する。“税関が既に受領した申告の報関単電子データは、人工審査が返送修正が必要と確認した場合、輸出入貨物の荷受荷送人と受委託した通関専門会社は10日以内に報関単電子データの修正完了と再送信を行わねばならず、申告日は依然として税関が原報関単電子データを接受した日時である。10

进出口货物收发货人、受委托的报关企业应当另行向海关申报，申报日期为海关再次接受申报的日期。”

(三) 将第十四条“海关接受进出口货物的申报后，申报内容不得修改，报关单证不得撤销；确有如下正当理由的，收发货人、受委托的报关企业向海关递交书面申请，经海关审核批准后，可以进行修改或撤销：

1. 由于计算机、网络系统等方面的原因导致电子数据申报错误的；
2. 海关在办理出口货物的放行手续后，由于装运、配载等原因造成原申报货物部分或全部退关需要修改或撤销报关单证及其内容的；
3. 报关人员由于操作或书写失误造成申报差错，但未对国家贸易管制政策的实施、税费征收及海关统计指标等造成危害的；
4. 海关审价、归类审核或专业认定后需对原申报数据进行修改的；
5. 根据贸易惯例先行采用暂时价格成交、实际结算时按商检品质认定或国际市场实际价格付款方式需要修改原申报数据的；海关已经决定布控、查验进出口货物的，进出口货物的收发货人、受委托的报关企业不得修改报关单内容或撤销报关单证。”修改为“海关接受进出口货物的申报后，报关单证及其内容不得修改或者撤销；符合规定情形的，应当按照进出口货物报关单修改和撤销的相关规定办理。”

六、对《中华人民共和国海关关于加工贸易边角料、剩余料件、残次品、副产品和受灾保税货物的管理办法》（海关总署令第111号发布）作如下修改：

(一) 将第五条修改为“加工贸易企业申报将剩余料件结转到另一个加工贸易合同使用，限同一经营企业、同一加工企业、同样

日进行申报的，原报关单无效，进出口货物的收发货人、受委托的报关企业应当另行向海关申报，申报日期为海关再次接受申报的日期。”

(三) 第十四条の“税関が輸出入貨物の申告を受け、申告内容は修正できず、報関単を取り消すこともできない。以下の正当な理由が確認できれば、荷受荷送人と委託を受けた通関専門会社は税関へ書面申請を提出して、税関の審査批准を経た後、修正或いは取り消しを行うことができる。

1. コンピュータとネットワークシステム等の方面の原因で電子データ申告が誤った場合
2. 税関が輸出貨物の手続き許可後、積載輸送や積み込み等の原因で原申告貨物の一部或いは全部が返送となり報関単及びその内容の修正或いは取り消しが必要
3. 通関人員の操作或いは写し間違いにより申告誤差が生じたが、国家貿易管制政策の実施、税徴収及び税関登記指標等にはまだ危害が及んでいない
4. 税関が価格を審査し、分類審査或いは專業認定後に原申告データに対して修正を行う必要がある
5. 貿易慣例に基づいて先行して採用した暫定価格取引と、実際の決済時に商品検査品質認定或いは国際市場の実際価格支払方式に基づき原申告データを修正する必要がある。税関が既に輸出入貨物を監視し検査を決定している場合、輸出入貨物の荷受荷送人と委託を受けた通関専門会社は報関単の内容を修正或いは報関単の取り消しを行ってはならない。”を以下に修正する。“税関が輸出入貨物の申告受領後、報関単及びその内容を修正或いは取り消してはならない。規定状況に合致する場合、輸出入貨物報関単の修正と取り消しの関連規定に照らして処理する。”

六、「中華人民共和國税関の加工貿易の端材、余剩材料、不良品、副産品と被災保税貨物に関する管理弁法」(税関総署令第111号發布)に対して以下のように修正する。

(一) 第五条を以下に修正する。“加工貿易企業申告で余剩原材料部品を結轉(繰越)してその他加工貿易契約で使用し、同一經營企業と同一加工企業、同様の輸入原材料部品と同一加工貿易方式に限る。おおよその条件を

进口料件和同一加工贸易方式。凡具备条件的，海关按规定核定单耗后，企业可以办理该合同核销及其剩余料件结转手续。剩余料件转入合同已经商务主管部门审批的，由原审批部门按变更方式办理相关手续，如剩余料件的转入量不增加已批合同的进口总量，则免于办理变更手续；转入合同为新建合同的，由商务主管部门按现行加工贸易审批管理规定办理。

加工贸易企业申报剩余料件结转有下列情形之一的，企业缴纳不超过结转保税料件应缴纳税款金额的风险担保金后，海关予以办理：

(一) 同一经营企业申报将剩余料件结转到另一加工企业的；

(二) 剩余料件转出金额达到该加工贸易合同项下实际进口料件总额50%及以上的；

(三) 剩余料件所属加工贸易合同办理两次以及两次以上延期手续的；

剩余料件结转涉及不同主管海关的，在双方海关办理相关手续，并由转入地海关收取风险担保金。

前款所列须缴纳风险担保金的加工贸易企业有下列情形之一的，免于缴纳风险担保金：

(一) 适用加工贸易A类管理的；

(二) 已实行台账实转的合同，台账实转金额不低于结转保税料件应缴税款金额的；

(三) 原企业发生搬迁、合并、分立、重组、改制、股权变更等法律规定的情形，且现企业继承原企业主要权利义务或者债权债务关系的，剩余料件结转不受同一经营企业、同一加工企业、同一贸易方式限制。”

(二) 将第八条第一款的“加工贸易企业在加工生产过程中产生或者经回收能够提取的副产品，未复出口的，加工贸易企业在向海关备案或者核销时应当如实申报。”修改为“加工贸易企业在加工生产过程中产生或者

具備する場合、税関は規定に基づき単耗（1単位あたり材料消耗量）を査定した後、企業は当該契約書の核銷（消し込み）及び余剰原材料部品の結轉手続きを行うことができる。余剰原材料部品の転入契約を既に商務主管部門が審査している場合、原審査部門が変更方式に従い関連手続きを行う、余剰原材料部品の転入量が批准した契約書の輸入総量から増加しなければ、原則変更手続きを免除する。転入契約が新しい契約の場合、商務主管部門は現行の加工貿易審査管理規定に従い処理する。

加工貿易企業が余剰原材料部品の結轉を申告することにおいて以下のいずれかの状況に該当する場合、企業は結轉保税原材料部品が納めるべき税額を超過しないリスク保証金を納税した後、税関が処理する。

(一) 同一経営企業が余剰原材料部品の別の加工企業へ結轉することを申告する

(二) 余剰原材料部品の転出金額が当該加工貿易契約項目下の実際の輸入原材料部品総額の50%以上に達する

(三) 余剰原材料部品が属する加工貿易契約が2回以上延期手続きを行う

余剰原材料部品結轉が同一でない主管税関に関わる場合、双方の税関にて関連手続きを行い、転入地の税関がリスク保証金を受け取る。

前項目にて列挙したリスク保証金を納める加工貿易企業が以下のいずれかの状況に該当する場合、リスク保証金納付が免除される。

(一) 加工貿易A類管理が適用される

(二) 既に台帳実転（保証金納付）を実行した契約で、台帳実転金額が結轉保税原材料部品が納めるべき税金を下回らない

(三) 原企業の立ち退き、合併、分割、再編、制度改定、株式所有権等の法律規定が発生する状況において、現在の企業が原企業の主要権利義務或いは債権債務関係を継承する場合、余剰原材料部品結轉は同一経営企業、同一加工企业、同一貿易方式の制限を受けない。“

(二) 第八条第一項の“加工貿易企業が加工生産過程で発生した或いは回収した抽出可能な副産物をまだ再輸出していない場合、加工貿易企業は税関へ備案或いは核銷時にありのままに申告しなければならない。”を以下に修正する。“加工貿易企業が加工生産過程で発生した

经回收能够提取的副产品，未复出口的，加工贸易企业在向海关办理手册设立或者核销手续时应当如实申报。”

（三）将第九条第（一）项中的“报请核销”修改报为“报核”。

（四）将第十一条修改为“加工贸易企业因故无法内销或者退运的边角料、剩余料件、残次品、副产品或者受灾保税货物，由加工贸易企业委托具有法定资质的单位进行销毁处置，海关凭相关单证、处置单位出具的接收单据和处置证明等资料办理核销手续。海关可以派员监督处置，加工贸易企业以及有关处置单位应当给予配合。加工贸易企业因处置获得的收入，应当向海关如实申报，海关比照边角料内销征税的管理规定办理征税手续。”

七、对《中华人民共和国海关实施〈中华人民共和国行政许可法〉办法》（海关总署令第117号公布）作如下修改：
删去第四十八条第（一）项、第四十九条。

八、对《中华人民共和国海关进出口货物征税管理办法》（海关总署令第124号公布）作如下修改：

（一）将第二十四条第一款的“纳税义务人因不可抗力或者国家税收政策调整不能按期缴纳税款的，应当在货物进出口前向办理进出口申报纳税手续的海关所在的直属海关提出延期缴纳税款的书面申请并随附相关材料，同时还应当提供缴税计划。”修改为“纳税义务人因不可抗力或者国家税收政策调整不能按期缴纳税款的，应当在货物进出口前向申报地的直属海关或者其授权的隶属海关提出延期缴纳税款的书面申请并随附相关材料，同时还应当提供缴税计划。”

或いは回収した抽出可能な副産物をまだ再輸出していない場合、加工貿易企業は税関へ手冊作成或いは核銷取り消し時にありのままに申告しなければならない。”

（三）第九条第（一）項中の“核銷の報告申請”を以下に修正する。“報告”

（四）第十一条を以下に修正する。“加工貿易企業が事情により国内販売或いは返送する方法のない端材、余剰原材料部品、不良品、副産品或いは被災保税貨物は、加工貿易企業が法定資質を持つ企業に廃棄処置を委託し、税関は関連証明書、処置企業が発行した受領証券と処置証明等の資料を以って核銷手続きを行う。税関は人員を派遣して監督管理措置を行うことができ、加工貿易企業と関連処置企業は協力しなければならない。加工貿易企業が処置により取得した収入は税関へありのまま申告しなければならず、税関は端材原材料国内販売税徴収の管理規定に照らして税徴収手続きを行う。”

七、「中華人民共和國税関が『中華人民共和國行政許可法』を実施する弁法」（税関総署令第117号公布）を以下のように修正する。
第四十八条第（一）項、第四十九条を削除する。

八、「中華人民共和國税関の輸出入貨物徴税管理弁法」（税関総署令第124号公布）を以下のように修正する。
（一）第二十四条第一項の“納税義務人は不可抗力或いは国家税收政策調整によって期限通りの納税ができない場合、貨物輸出入前に輸出入申告納税手続きの税関所在の直属税関へ納税期限延長書面申請と付随関連資料を提出すると同時に、納税計画を提出しなければならない。”を以下のように修正する。“納税義務人は不可抗力或いは国家税收政策調整によって期限通りの納税ができない場合、貨物輸出入前に申告地の直属税関或いはその授權した従属税関へ納税期限延長書面申請と付随関連資料を提出すると同時に、納税計画を提出しなければならない。”

(二) 将第二十五条第一款的“直属海关应当自接到纳税义务人延期缴纳税款的申请之日起10日内审核情况是否属实,情况属实的,应当立即将有关申请材料报送海关总署。海关总署接到申请材料后,应当在20日内作出是否同意延期缴纳税款的决定以及延期缴纳税款的期限,并通知报送申请材料的直属海关。因特殊情况在20日内不能作出决定的,可以延长10日。”修改为“直属海关或者其授权的隶属海关应当自接到纳税义务人延期缴纳税款的申请之日起30日内审核情况是否属实,并作出是否同意延期缴纳税款的决定以及延期缴纳税款的期限。由于特殊情况在30日内不能作出决定的,可以延长10日。”

(三) 将第二十六条第一款的“经海关总署审核未批准延期缴纳税款的,直属海关应当自接到海关总署未批准延期缴纳税款的决定之日起3个工作日内通知纳税义务人,并填发税款缴款书。”修改为“直属海关或者其授权的隶属海关经审核未批准延期缴纳税款的,应当自作出决定之日起3个工作日内通知纳税义务人,并填发税款缴款书。”

九、对《中华人民共和国海关征收进口货物滞报金办法》(海关总署令第128号公布)作如下修改:

(一) 将第六条“进口货物收货人在向海关传送报关单电子数据申报后,未在规定期限或核准的期限内递交纸质报关单,海关予以撤销电子数据报关单处理、进口货物收货人重新向海关申报,产生滞报的,按照本办法第四条规定计算滞报金起征日。进口货物收货人申报并经海关依法审核,必须撤销原电子数据报关单重新申报的,经进口货物收货人申请并经海关审核同意,以撤销原报关单之日起第十五日为起征日。”修改为“进口货物收货人向海关传送报关单电子数据申报后,未在规定期限或者核准的期限内递交纸

(二) 第二十五条第一項の“直属税関は納税義務人の納税期限延長申請を受けた日から10日以内に状況が事実かどうかを調査し、事実の場合、速やかに関連申請資料を税関総署へ送付する。税関総署は申請資料を受けた後、20日以内に納税期限延長に同意するか否かの決定及び延長納税期限を提出し、申請資料を送付した直属税関へ通知する。特別な事情によって20日以内に決定を出すことができない場合、10日延長することができる。”を以下のように修正する。“直属税関或いはその授権した従属税関は納税義務人の納税延長申請を受けた日から30日以内に状況が事実かどうかを調査し、納税延長に同意するか否かの決定及び延長納税期限を出す。特別な事情によって30日以内に決定を出すことができない場合、10日延長することができる。”

(三) 第二十六条第一項の“税関総署の審査を経て納税期限延長を批准していない場合、直属税関は税関総署の納税期限延長未批准の決定を受けた日から3営業日以内に納税義務人に通知し、納税書を入力して送付しなければならない。”を以下のように修正する。“直属税関或いはその授権した従属税関の審査を経て納税期限延長を批准していない場合、決定をした3営業日以内に納税義務人に通知し、納税書を入力して送付しなければならない。”

九、「中華人民共和國税関の輸入貨物申告遅滞金徴収弁法」(税関総署令第128号公布)を以下のように修正する。

(一) 第六条の“輸入貨物荷受人は税関へ報関単(通関申告書/証明書)電子データを転送した後、まだ規定期限或いは核准の期限内でない紙ベースの報関単を提出し、税関は電子データの撤回を以って報関単を処理し、輸入貨物荷受人は税関へ再度申告する、申告遅滞が発生した場合、本弁法第四条規定に照らして徴収日から申告遅滞金を計算する。輸入貨物荷受人は税関の法に則った審査を経て申告し、原電子データ報関単を撤回して再申告しなければならない、輸入貨物荷受人の申請と税関審査同意を経て、原報関単を撤回した日から15日目を徴収日とする。”を以下のように修正する。“輸入貨物荷受人は税関へ報関単電子データを転送した後、まだ規定期限

质报关单以及随附单证，海关予以撤销报关单电子数据处理。进口货物收货人重新向海关申报，产生滞报的，按照本办法第四条规定计算滞报金起征日。进口货物收货人申报后依法撤销原报关单电子数据重新申报的，以撤销原报关单之日起第十五日为起征日”。

(二) 将第十二条中的“进口货物收货人可以向海关申请减免滞报金”修改为“进口货物收货人可以向申报地海关申请减免滞报金”。

第十二条第(四)项中的“因海关及相关执法部门工作原因致使收货人无法在规定期限内申报，从而产生滞报的”修改为“因海关及相关司法、行政执法部门工作原因致使收货人无法在规定期限内申报，从而产生滞报的”。

(三) 删去第十四条，其他条款次序作相应调整。

(四) 对第十五条作以下修改：

1. 将第十五条第(三)项的“进口货物收货人申报并经海关依法审核，必须撤销原电子数据报关单重新申报，因删单重报产生滞报的”修改为“进口货物收货人申报后依法撤销原报关单电子数据重新申报，因删单重报产生滞报的”。

2. 将第十五条第(四)项的“进口货物经海关批准直接退运的”修改为“进口货物办理直接退运的”。

相应将本条的条款顺序调整为第十四条。

(五) 将第十七条“本办法规定的滞报金起征日如遇法定节假日，则顺延至其后第一个工作日。”修改为“本办法规定的滞报金起征日遇有休息日或者法定节假日的，顺延至休息日或者法定节假日之后的第一个工作

或いは核準の期限内でない紙ベースの報関単及び付属証書を提出し、税関は電子データの撤回を以って処理する。輸入貨物荷受人は税関へ再度申告し、申告遅滞が発生した場合、本弁法第四条規定に照らして徴収日から申告遅滞金を計算する。輸入貨物荷受人は申告後、法に則って原報関単電子データを撤回して再申告し、原報関単を撤回した日から15日目を徴収日とする。”

(二) 第十二条中の“輸入貨物荷受人は税関へ申告遅滞金減免を申請することができる。”を以下のように修正する。“輸入貨物荷受人は申告地の税関へ申告遅滞金減免を申請することができる。”

第十二条第(四)項中の“税関及び関連法執行部門の業務が原因で荷受人が規定期限内に申告できず、申告遅滞が発生してから”を以下のように修正する。“税関及び関連司法と行政執行部門の業務が原因で荷受人が規定期限内に申告できず、申告遅滞が発生してから。”

(三) 第十四条を削除し、その他条項の順序を相応に調整する。

(四) 第十五条を以下のように修正する。

1. 第十五条第(三)項の“輸入貨物荷受人は申告し税関の法に則った審査を経て、原電子データ報関単を撤回して再申告しなくてはならず、報関単削除と再申告によって申告遅滞が発生する場合”を以下のように修正する。“輸入貨物荷受人の申告後、法に則って原報関単電子データを撤回して再申告し、報関単削除と再申告によって申告遅滞が発生する場合。”

2. 第十五条第(四)項の“輸入貨物を税関批准を経て直接返送する場合”を以下のように修正する。“輸入貨物を直接返送する場合。”

相応に本条の条項順序を第十四条とする。

(五) 第十七条の“本弁法規定の申告遅滞金徴収日が法定休日にあたる場合、原則上その後第1営業日に順延する。”を以下のように修正する。“本弁法規定の申告遅滞金徴収日が休息日或いは法定休日にあたる場合、休息日或いは法定休日後の第1営業日に順延する。國務院が

日。国务院临时调整休息日与工作日的，海关应当按照调整后的情况确定滞报金的起征日。”

相应将本条的条款顺序调整为第十六条。

十、对《中华人民共和国海关行政处罚听证办法》（海关总署令第145号公布）作如下修改：

删去第三条中“暂停报关执业”和“取消报关从业资格”的表述。

十一、对《中华人民共和国海关加工贸易单耗管理办法》（海关总署令第155号公布）作如下修改：

将第四条“加工贸易企业应当在加工贸易备案环节向海关进行单耗备案。”修改为“加工贸易企业应当在加工贸易手册设立环节向海关进行单耗备案。”

十二、对《中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定》（海关总署令第158号公布）作如下修改：

将第十三条“收发货人或者其代理人申报的商品编码需要修改的，应当按照《中华人民共和国海关进出口货物报关单修改和撤销管理办法》等规定向海关提出申请。”修改为“收发货人或者其代理人申报的商品编码需要修改的，应当按照进出口货物报关单修改和撤销的相关规定办理。”

十三、对《中华人民共和国海关办理行政处罚案件程序规定》（海关总署令第159号公布）作如下修改：

（一）删去第六十条第二款中“暂停报关执业”和“取消报关从业资格”的表述。

（二）删去第七十五条第二款中“或者执业”

臨時で休息日と営業日を調整する時、税関は調整後の状況に照らして申告遅滞金徴収日を確定する。”

相応に本条の条項順序を第十六条とする。

十、「中華人民共和國税関の行政処罰広聴弁法」（税関総署令第145号公布）に対して以下のように修正する。

第三条の“業務申告を暫定的に停止する”と“業務に従事する通関資格を取り消す”の表現を削除する。

十一、「中華人民共和國税関の加工貿易単耗（1単位あたり材料消費量）管理弁法」（税関総署令第155号公布）に対して以下のように修正する。

第四条の“加工貿易企業は加工貿易備案の段階において、税関へ単耗の備案を行わなければならない。”を以下のように修正する。“加工貿易企業は加工貿易手冊作成の段階において、税関へ単耗の備案を行わなければならない。”

十二、「中華人民共和國税関の輸出入貨物商品分類管理規定」（税関総署例第158号公布）に対して以下のように修正する。

第十三条の“荷受荷送人或いはその代理人が申告した商品コードを修正しなければならない場合、「中華人民共和國税関の輸出入貨物通関申告書修正と取り消し管理弁法」等の規定に照らして税関へ申請を提出しなければならない。”を以下のように修正する。“荷受荷送人或いはその代理人が申告した商品コードを修正しなければならない場合、輸出入貨物報関單の修正と取り消しの関連規定に照らして処理しなければならない。”

十三、「中華人民共和國税関の行政処罰案件手続き處理規定」（税関総署令第159号公布）に対して以下のように修正する。

（一）第六十条第二項の“業務申告を暫定的に停止する”と“業務に従事する通関資格を取り消す”の表現を削除する。

（二）第七十五条第二項の“或いは業務執行”と“業務

和“取消报关从业资格”的表述。

十四、对《中华人民共和国海关行政复议办法》(海关总署令第166号公布)作如下修改:删去第九条第(一)项中“或者执业”和“取消报关从业资格”的表述。

十五、对《中华人民共和国海关进出口货物集中申报管理办法》(海关总署令第169号公布)作如下修改:

将第十二条“收发货人在清单申报后申请修改或者撤销《集中申报清单》的,比照《中华人民共和国海关报关单修改和撤销管理办法》的相关规定办理。”修改为“收发货人在清单申报后修改或者撤销集中申报清单的,参照进出口货物报关单修改和撤销的相关规定办理。”

本决定自公布之日起施行。

《中华人民共和国海关对进料加工保税集团管理办法》、《中华人民共和国海关关于异地加工贸易的管理办法》、《中华人民共和国海关关于转关货物监管办法》、《中华人民共和国海关关于超期未报关进口货物、误卸或者溢卸的进境货物和放弃进口货物的处理办法》、《中华人民共和国海关进出口货物申报管理规定》、《中华人民共和国海关关于加工贸易边角料、剩余料件、残次品、副产品和受灾保税货物的管理办法》、《中华人民共和国海关实施〈中华人民共和国行政许可法〉办法》、《中华人民共和国海关进出口货物征税管理办法》、《中华人民共和国海关征收进口货物滞报金办法》、《中华人民共和国海关行政处罚听证办法》、《中华人民共和国海关加工贸易单耗管理办法》、《中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定》、《中华人民共和国海关办理行政处罚案件程序规定》、《中华人民共和国海关行政复议办法》、《中华人民共和国海关进出口货物集中申报管理办法》根据本决定作相应修改,重新公布。

に従事する通関資格を取り消す”の表現を削除する。

十四、「中華人民共和國税関の行政再審議弁法」(税関総署令第166号公布)に対して以下のように修正する。第九条第(一)項の或いは業務執行”と“業務に従事する通関資格を取り消す”の表現を削除する。

十五、「中華人民共和國税関の輸出入貨物集中申告管理弁法」(税関総署令第169号公布)に対して以下のように修正する。

第十二条の“荷受荷送人がリストを申請後に「集中申告リスト」の修正或いは取り消しを申請する場合、「中華人民共和國税関の報関単修正と取り消し管理弁法」の関連規定に照らして処理する。”を以下のように修正する。“荷受荷送人がリストを申請後に集中申告リストを修正或いは取り消しする場合、輸出入貨物報関単修正と取り消しの関連規定に照らして処理する。”

本決定は公布日から施行する。

「中華人民共和國税関の進料加工保税集団に対する管理弁法」、「中華人民共和國税関の異地加工貿易に関する管理弁法」、「中華人民共和國税関の転関貨物の監督管理弁法」、「中華人民共和國税関の期限超過未通関輸入貨物、卸地間違い或いは過剩卸しの入国貨物および放棄輸入貨物に関する処理弁法」、「中華人民共和國税関の輸出入貨物申告管理規定」、「中華人民共和國税関の加工貿易の端材、節約余剩材、不良品、副産品、被災保税貨物に関する管理弁法」、「中華人民共和國税関が『中華人民共和國行政許可法』を実施する弁法」、「中華人民共和國税関の輸出入貨物徵稅管理弁法」、「中華人民共和國税関の輸入貨物申告遲滯金徵收弁法」、「中華人民共和國税関の行政處罰廣聽弁法」、「中華人民共和國税関の加工貿易單耗管理弁法」、「中華人民共和國税関の輸出入貨物商品分類管理規定」、「中華人民共和國税関の行政處罰案件手續き處理規定」、「中華人民共和國税関の行政再審議弁法」、「中華人民共和國税関の輸出入貨物集中申告管理弁法」は本決定に基づき相応に修正し、再公布する。

海关总署第219号令

《中华人民共和国海关加工贸易货物监管办法》已于2014年2月13日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自公布之日起施行。2004年2月26日以海关总署令第113号发布，并以海关总署令第168号、195号修改的《中华人民共和国海关对加工贸易货物监管办法》同时废止

署长

2014年3月12日

中华人民共和国海关加工贸易货物监管办法**第一章 总则**

第一条 为了促进加工贸易健康发展，规范海关对加工贸易货物管理，根据《中华人民共和国海关法》（以下简称《海关法》）以及其他有关法律、行政法规，制定本办法。

第二条 本办法适用于办理加工贸易货物手册设立、进出口报关、加工、监管、核销手续。

加工贸易经营企业、加工企业、承揽者应当按照本办法规定接受海关监管。

第三条 本办法所称“加工贸易”是指经营企业进口全部或者部分原辅材料、零部件、元器件、包装物料（以下统称料件），经过加工或者装配后，将制成品复出口的经营活动，包括来料加工和进料加工。

第四条 除国家另有规定外，加工贸易进口料件属于国家对进口有限制性规定的，经营企业免于向海关提交进口许可证件。

加工贸易出口制成品属于国家对出口有限制性规定的，经营企业应当向海关提交出口许可证件。

第五条 加工贸易项下进口料件实行保税监管的，加工成品出口后，海关根据核定的实际加工复出口的数量予以核销。

加工贸易项下进口料件按照规定在进口时先

税関総署第219号令

「中華人民共和國税関加工貿易貨物監督管理弁法」は2014年2月13日に税関総署業務会議の審査を通過、ここに公布し、公布日から施行する。2004年2月26日に税関総署令第113号として発布し、税関総署令第168号と195号として改正した「中華人民共和國税関加工貿易貨物監督管理弁法」は同時に廃止する。

署長

2014年3月12日

中華人民共和國税関加工貿易貨物監督管理弁法**第一章 総則**

第一条 加工貿易の健全な発展を促進し、税関の加工貿易貨物管理を規範化するために、「中華人民共和國税関法」（以下略称「税関法」）及びその他関連法律と行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は加工貿易貨物手冊（手帳）作成と輸出入通関、加工、監督管理、核銷（消し込み）手続きに適用する。

加工貿易の経営企業と加工企業、請負人は本弁法規定に照らして税関監督管理を受け入れなければならない。

第三条 本弁法が言う「加工貿易」とは経営企業が全部或いは一部の原材料補助材料や部品、エレメント、包装材料（以下総称、材料）を輸入し、加工或いは組み立てた後、完成品を再輸出する経営活動を指し、来料加工と進料加工を含む。

第四条 国家が別途規定している場合を除き、加工貿易輸入材料が国家の輸入制限性規定に属する場合、経営企業は税関に輸入許可証書の提出を免除される。

加工貿易輸出完成品が国家の輸出制限性規定に属する場合、経営企業は税関へ輸出許可証書を提出しなければならない。

第五条 加工貿易項目下の輸入材料・部品が保税監督管理を受ける場合、加工製品を輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出の数量に基づき核銷を行う。

加工貿易項目下の輸入材料は規定に照らして輸入時に

行征收税款的，加工成品出口后，海关根据核定的实际加工复出口的数量退还已征收的税款。

加工贸易项下的出口产品属于应当征收出口关税的，海关按照有关规定征收出口关税。

第六条 海关按照国家规定对加工贸易货物实行担保制度。

未经海关批准，加工贸易货物不得抵押。

第七条 海关对加工贸易实行分类监管，具体管理办法由海关总署另行制定。

第八条 海关可以对加工贸易企业进行核查，企业应当予以配合。

海关核查不得影响企业的正常经营活动。

第九条 加工贸易货物的手册设立、进出口报关、核销，应当采用纸质单证、电子数据的形式。

第十条 加工贸易企业应当根据《中华人民共和国会计法》以及海关有关规定，设置符合海关监管要求的账簿、报表以及其他有关单证，记录与本企业加工贸易货物有关的进口、存储、转让、转移、销售、加工、使用、损耗和出口等情况，凭合法、有效凭证记账并且进行核算。

加工贸易企业应当将加工贸易货物与非加工贸易货物分开管理。加工贸易货物应当存放在经海关备案的场所，实行专料专放。企业变更加工贸易货物存放场所的，应当经海关批准。

第二章 加工贸易货物手册设立

第十一条 经营企业应当向加工企业所在地主管海关办理加工贸易货物的手册设立手续。

まず先に納税し、加工品輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出の数量に基づき徴収済税金を還付する。

加工貿易項目下の輸出商品が輸出関税を徴収すべきものに属する場合、税関は関連規定に基づき輸出関税を徴収する。

第六条 税関は国家规定に照らして加工貿易貨物に対して保証制度を行う。

税関の批准を経ずに、加工貿易貨物を担保に差し入れてはならない。

第七条 税関は加工貿易に対して分類監督管理を実施し、具体的な管理弁法は税関総署が別途制定する。

第八条 税関は加工貿易企業に対して調査を行い、企業は協力しなければならない。

税関検査は企業の正常な経営活動に影響を与えてはならない。

第九条 加工貿易貨物の手冊作成と輸出入通関、核銷は紙ベースでの証明書と電子データの形式を採用しなければならない。

第十条 加工貿易企業は「中華人民共和國會計法」及び税関関連規定に基づいて、税関の監督管理要求に適合する帳簿と報告表、その他関連証明書を備え付け、当該企業の加工貿易貨物関連の輸入と在庫、譲渡、移転、販売、加工、使用、消耗、輸出等の状況を記録し、合法で有効な証憑によって記帳し計算を行う。

加工貿易企業は加工貿易貨物と非加工貿易貨物を分けて管理しなければならない。加工貿易貨物は税関備案（届出）を経た場所に保管し、専門の材料を専門の場所に保管しなければならない。企業が加工貿易貨物の保管場所を変更する時は、税関の批准を経なければならない。

第二章 加工貿易貨物手冊作成

第十一条 経営企業は加工貿易企業所在地の主管税関で加工貿易貨物の手冊作成手続きを行わなければならない。

经营企业 与加工企业不在同一直属海关管辖的区域范围的，应当按照海关对异地加工贸易的管理规定办理手册设立手续。

第十二条 除另有规定外，经营企业办理加工贸易货物 的手册设立，应当向海关如实申报贸易方式、单耗、进出口口岸，以及进口料件和出口成品 的商品名称、商品编号、规格型号、价格和原产地等情况，并且提交下列单证：

- (一) 主管部门签发的同意开展加工贸易业务的有效批准文件；
- (二) 经营企业自身有加工能力的，应当提交主管部门签发的《加工贸易加工企业生产能力证明》；
- (三) 经营企业委托加工的，应当提交经营企业与加工企业签订的委托加工合同、主管部门签发的加工企业《加工贸易加工企业生产能力证明》；
- (四) 经营企业对外签订的合同；
- (五) 海关认为需要提交的其他证明文件和材料。

第十三条 经营企业按照本办法第十一条、第十二条规定，提交齐全、有效的单证材料，申报设立手册的，海关应当自接受企业手册设立申报之日起5个工作日内完成加工贸易手册设立手续。

需要办理担保手续的，经营企业按照规定提供担保后，海关办理手册设立手续。

第十四条 有下列情形之一的，海关应当在经营企业提供相当于应缴税款金额的保证金或者银行、非银行金融机构保函后办理手册设立手续：

- (一) 涉嫌走私，已经被海关立案侦查，案件尚未审结的；
- (二) 由于管理混乱被海关要求整改，在整改期内的。

経営企業と加工企業が所属税関管轄の区域範囲が同一でない場合、税関の異地加工貿易の管理規定に照らして手冊作成手続きを行う。

第十二条 別途規定がある場合を除き、経営企業は加工貿易貨物の手冊作成時、税関へ貿易方式と単耗（1単位当たりの材料消費量）、輸出入港及び輸入材料と輸出完成品の商品名称と商品コード、規格サイズ、価格、原産地等の状況をありのままに申告し、下記の証明書類を提出しなければならない。

- (一) 主管部門が発行した加工貿易業務展開に同意する有効な批准文書
- (二) 経営企業自身が加工能力を有し、主管部門が発行した「加工貿易加工企业生産能力証明」を提出しなければならない。
- (三) 経営企業が加工を委託する場合、経営企業と加工企業が締結した委託加工契約書と主管部門が発行した加工企業の「加工貿易加工企业生産能力証明」を提出しなければならない。
- (四) 経営企業が対外締結した契約書
- (五) 税関が提出必要と認めるその他証明文書と資料

第十三条 経営企業は本弁法第十一条と第十二条の規定に基づき、完備した有効な証明材料を提出し、手冊作成を申請する、税関は企業手冊作成申請を受けた日から5営業日以内に加工貿易手冊作成手続きを完了させなければならない。

保証手続きが必要な場合、経営企業は規定に照らして保証を差し入れた後、税関が手冊作成手続きを行う。

第十四条 以下のいずれかの状況が発生した場合、経営企業が納めるべき税額相当の保証金或いは銀行、非銀行金融機構の保証状を提出した後、税関は手冊作成手続きを行わなければならない。

- (一) 密貿易を疑われ、既に税関から立件捜査され、案件がまだ審査終了していない
- (二) 管理混乱により税関から整理改革を要求され、整理改革期間内である

第十五条 有下列情形之一的，海关可以要求经营企业在办理手册设立手续时提供相当于应缴税款金额的保证金或者银行、非银行金融机构保函：

- (一) 租赁厂房或者设备的；
- (二) 首次开展加工贸易业务的；
- (三) 加工贸易手册延期两次（含两次）以上的；
- (四) 办理异地加工贸易手续的；
- (五) 涉嫌违规，已经被海关立案调查，案件尚未审结的。

第十六条 加工贸易企业有下列情形之一的，不得办理手册设立手续：

- (一) 进口料件或者出口成品属于国家禁止进出口的；
- (二) 加工产品属于国家禁止在我国境内加工生产的；
- (三) 进口料件不宜实行保税监管的；
- (四) 经营企业或者加工企业属于国家规定不允许开展加工贸易的；
- (五) 经营企业未在规定期限内向海关报核已到期的加工贸易手册，又重新申报设立手册的。

第十七条 经营企业办理加工贸易货物的手册设立，申报内容、提交单证与事实不符的，海关应当按照下列规定处理：

- (一) 货物尚未进口的，海关注销其手册；
- (二) 货物已进口的，责令企业将货物退运出境。

本条第一款第（二）项规定情形下，经营企业可以向海关申请提供相当于应缴税款金额的保证金或者银行、非银行金融机构保函，并且继续履行合同。

第十八条 已经办理加工贸易货物的手册设立手续的企业可以向海关领取加工贸易手册分册、续册。

第十五条 以下の状況の一つでも発生した場合、税関は経営企業に手冊作成手続き時に納めるべき税額相当の保証金或いは銀行、非銀行金融機構の保証状提出を要求することができる。

- (一) 工場或いは設備をリースする
- (二) 加工貿易業務を初めて行う
- (三) 加工貿易手冊が2回以上延長されている
- (四) 異地加工貿易手続きを行う
- (五) 違反が疑われ、既に税関から立件捜査され、案件がまだ審査終了していない

第十六条 加工貿易企業に以下のいずれかの状況が発生した場合、手冊作成手続きを行ってはならない。

- (一) 輸入材料或いは輸出完成品が国家禁止輸出入品に属する
- (二) 加工製品が国家が国内での加工生産を禁止しているものに属する
- (三) 輸入材料が保税監督管理を行うべきでない場合
- (四) 経営企業或いは加工企業が国家规定が許可していない加工貿易を行う
- (五) 経営企業が規定期間内に税関へ加工貿易手冊の有効期限が経過したことを報告せずに、手冊の作成を再申告する

第十七条 経営企業が加工貿易貨物の手冊を作成し、報告内容と提出した証明書類が事実と合致しない時、税関は以下規定に照らして処理しなくてはならない。

- (一) 貨物がまだ輸入されていない場合、税関はその手冊を取り消す。
- (二) 貨物がすでに輸入されている場合、企業に貨物を域外へ返送するよう命じる

本条第一項第（二）項目が規定する状況下で、経営企業は納めるべき税額相当の保証金或いは銀行、非銀行金融機構の保証状を提出し、契約を引続き履行するよう税関へ申請することができる。

第十八条 加工貿易貨物の手冊作成手続きを既に行った経営企業は税関で加工貿易手冊の分冊と続冊を受け取ることができる。

第十九条 加工贸易货物手册设立内容发生变更的, 经营企业应当在加工贸易手册有效期内办理变更手续。

需要报原审批机关批准的, 还应当报原审批机关批准, 另有规定的除外。

第三章 加工贸易货物进出口、加工

第二十条 经营企业进口加工贸易货物, 可以从境外或者海关特殊监管区域、保税监管场所进口, 也可以通过深加工结转方式转入。经营企业出口加工贸易货物, 可以向境外或者海关特殊监管区域、保税监管场所出口, 也可以通过深加工结转方式转出。

第二十一条 经营企业应当凭加工贸易手册、加工贸易进出口货物专用报关单等有关单证办理加工贸易货物进出口报关手续。

第二十二条 经营企业以加工贸易方式进出口的货物, 列入海关统计。

第二十三条 加工贸易企业开展深加工结转的, 转入企业、转出企业应当向各自的主管海关申报, 办理实际收发货以及报关手续。具体管理规定由海关总署另行制定并公布。有下列情形之一的, 加工贸易企业不得办理深加工结转手续:

- (一) 不符合海关监管要求, 被海关责令限期整改, 在整改期内的;
- (二) 有逾期未报核手册的;
- (三) 由于涉嫌走私已经被海关立案调查, 尚未结案的。

加工贸易企业未按照海关规定进行收发货的, 不得再次办理深加工结转手续。

第二十四条 经营企业开展外发加工业务, 应当按照外发加工的相关管理规定自外发之

第十九条 加工貿易貨物手冊作成内容に変更が生じた場合、経営企業は加工貿易手冊の有効期限内に変更手続きを行わなければならない。

原審査機関への報告と批准が必要な場合、原審査機関の批准を受けなければならない。その他規定がある場合を除く。

第三章 加工貿易貨物輸出入と加工

第二十条 経営企業が加工貿易貨物を輸入する時、域外或いは税関特別監督管理区域、保税監督管理場所から輸入することができ、深加工結転（加工貿易企業間の国内保税取引）方式で転入することもできる。

経営企業が加工貨物を輸出する時、域外或いは税関特別監督管理区域、保全監督管理場所へ輸出することができ、深加工結転方式で転出することもできる。

第二十一条 経営企業は加工貿易手冊と加工貿易輸出入貨物専用報関単（通関申告書/証明書）等の関連証明書類に基づき加工貿易貨物輸出入税関報告手続きを行わなければならない。

第二十二条 経営企業が加工貿易方式で輸出入した貨物は税関統計へ算入する。

第二十三条 加工貿易企業が深加工結転を展開する時、転入企業と転出企業は各自の主管税関へ申告し、実際の荷受・荷送及び通関手続きを行わなければならない。具体的な管理規定は税関総署が別途制定し公布する。

以下のいずれかの状況が発生した場合、加工貿易企業は深加工結転手続きを行ってはならない。

- (一) 税関の監督管理要求に合致せず、税関から期限付き整理改革を命じられ、整理改革期限内である
- (二) 期限を過ぎても手冊申告を行っていない
- (三) 密貿易の嫌疑を受けて税関から立件調査をされており、未だ審査が終了していない

加工貿易企業が税関規定に照らして荷受・出荷を行わない場合、再度深加工結転手続きを行ってはならない。

第二十四条 経営企業が外注加工業務を展開する時、外注加工の関連管理規定に照らして外注を行った日から3

日起3个工作日内向海关办理备案手续。
 经营企业开展外发加工业务，不得将加工贸易货物转卖给承揽者；承揽者不得将加工贸易货物再次外发。
 经营企业将全部工序外发加工的，应当在办理备案手续的同时向海关提供相当于外发加工货物应缴税款金额的保证金或者银行、非银行金融机构保函。

第二十五条 外发加工的成品、剩余料件以及生产过程中产生的边角料、残次品、副产品等加工贸易货物，经营企业向所在地主管海关办理相关手续后，可以不运回本企业。

第二十六条 海关对加工贸易货物实施监管的，经营企业和承揽者应当予以配合。

第二十七条 加工贸易货物应当专料专用。经海关核准，经营企业可以在保税料件之间、保税料件与非保税料件之间进行串换，但是被串换的料件应当属于同一企业，并且应当遵循同品种、同规格、同数量、不牟利的原则。

来料加工保税进口料件不得串换。

第二十八条 由于加工工艺需要使用非保税料件的，经营企业应当事先向海关如实申报使用非保税料件的比例、品种、规格、型号、数量。

经营企业按照本条第一款规定向海关申报的，海关核销时应当在出口成品总耗用量中予以核扣。

第二十九条 经营企业进口料件由于质量存在瑕疵、规格型号与合同不符等原因，需要返还原供货商进行退换，以及由于加工贸易出口产品售后服务需要而出口未加工保税料件的，可以直接向口岸海关办理报关手续。已经加工的保税进口料件不得进行退换。

営業日以内に税関で備案手続きを行わなければならない。

経営企業が外注加工業務を展開する時、加工貿易貨物は請負人に転売してはならない、請負人は加工貿易貨物を再度外注してはならない。

経営企業は外注加工の全工程において、備案手続きと同時に税関へ外注加工貨物の納税すべき税額相当の保証金或いは銀行、非銀行金融機構の保証状を提出しなければならない。

第二十五条 外注加工の完成品・余剰材料及び生産過程で発生した端材と欠陥品、副产品等の加工貿易貨物については、経営企業は所在地の主管税関へ関連手続きを行った後、当該企業へ返送しなくてもよい。

第二十六条 税関が加工貿易貨物に監督管理を実施する場合、経営企業と請負人は協力しなければならない。

第二十七条 加工貿易貨物は専用材料を専用使用しなければならない。税関の核准（認可）を経て、経営企業は保税材料間で保税材料と非保税材料間で交換を行うことができるが、交換された材料は同一企業に属し、同品種で同規格、同量、利益を取得しないという原則を遵守しなければならない。

来料加工保税輸入材料は交換してはならない。

第二十八条 加工に必要な非保税材料を使用する場合、経営企業はまず先に税関へ実際に使用する非保税材料の比率や品種、規格、サイズ、数量を申告しなければならない。

経営企業は本条第一項規定に照らして税関へ申告する場合、税関が核銷をする時に、輸出完成品の総消耗量の中から非保税材料を差し引かねばならない。

第二十九条 輸入材料を、品質に問題があり、規格サイズが契約書と不一致等の原因によって、原サプライヤーに戻して交換をする必要がある、さらに加工貿易輸出商品アフターサービスの必要により未加工保税材料を輸出する場合、経営企業は直接、港の税関で通関手続きを行うことができる。

<p>第四章 加工貿易貨物核銷</p> <p>第三十條 經營企業應當在規定的期限內將進口料件加工復出口，並且自加工貿易手冊項下最後一批成品出口或者加工貿易手冊到期之日起30日內向海關報核。</p> <p>經營企業對外簽訂的合同提前終止的，應當自合同終止之日起30日內向海關報核。</p> <p>第三十一條 經營企業報核時應當向海關如實申報進口料件、出口成品、边角料、剩餘料件、殘次品、副產品以及單耗等情況，並且按照規定提交相關單證。</p> <p>經營企業按照本條第一款規定向海關報核，單證齊全、有效的，海關應當受理報核。</p> <p>第三十二條 海關核銷可以採取紙質單證核銷、電子數據核銷的方式，必要時可以下廠核查，企業應當予以配合。</p> <p>海關應當自受理報核之日起30日內予以核銷。特殊情況需要延長的，經直屬海關關長或者其授權的隸屬海關關長批准可以延長30日。</p> <p>第三十三條 加工貿易保稅進口料件或者成品因故轉為內銷的，海關憑主管部門准予內銷的有效批准文件，對保稅進口料件依法徵收稅款並且加征緩稅利息，另有規定的除外。進口料件屬於國家對進口有限制性規定的，經營企業還應當向海關提交進口許可證件。</p> <p>第三十四條 經營企業因故將加工貿易進口料件退運出境的，海關憑有關退運單證核銷。</p>	<p>既に加工した保稅輸入材料は交換してはならない。</p> <p>第四章 加工貿易貨物核銷</p> <p>第三十條 經營企業は規定期限内に輸入材料を加工して再輸出し、さらに加工貿易手冊項目下の最後の完成品輸出或いは加工貿易手冊の満期日から30日以内に税関へ公告しなければならない。</p> <p>經營企業は對外締結した契約を期日到来前に終了する場合、契約終了日から30日以内に税関へ報告しなければならない。</p> <p>第三十一條 經營企業は報告時に、税関へ輸入材料と輸出完成品、端材と余剩材料、欠陥品、副産品及び単耗等の状況をありのまま申告し、かつ規定に照らして関連証書を提出しなければならない。</p> <p>經營企業は本條第一項規定に照らして税関へ申告し、証書が完備し有効である場合、税関はこの報告を受理しなければならない。</p> <p>第三十二條 税関核銷は紙ベース証書の核銷と電子データ核銷の方式を採用することができ、必要な時は工場へ行って調査を行うことができ、企業はこれに協力しなければならない。</p> <p>税関は報告を受理した日から30日以内に核銷を行わなければならない。特別な事情により延長する場合、直屬の税関關長或いはその授權された従屬税関關長の批准を経て30日延長することができる。</p> <p>第三十三條 加工貿易保稅輸入材料或いは完成品を事情により国内販売に轉換する場合、税関は主管部門が内販を許可した有効批准文書を根拠とし、保稅輸入材料に対して法に則って税金を徴収しさらに延滞利息を追加徴収するが、その他規定がある場合を除く。</p> <p>輸入材料が國家が輸入に対して制限性規定を持つものに属する場合、經營企業はさらに税関へ輸入許可証を提出しなければならない。</p> <p>第三十四條 經營企業が事情により加工貿易輸入材料を域外へ返送する時、税関は関連返送証書を根拠に核銷を行う。</p>
---	---

第三十五条 经营企业在生产过程中产生的边角料、剩余料件、残次品、副产品和受灾保税货物，按照海关对加工贸易边角料、剩余料件、残次品、副产品和受灾保税货物的管理规定办理，海关凭有关单证核销。

第三十六条 经营企业遗失加工贸易手册的，应当及时向海关报告。
海关按照有关规定处理后对遗失的加工贸易手册予以核销。

第三十七条 对经核销结案的加工贸易手册，海关向经营企业签发《核销结案通知书》。

第三十八条 经营企业已经办理担保的，海关在核销结案后按照规定解除担保。

第三十九条 加工贸易货物的手册设立和核销单证自加工贸易手册核销结案之日起留存3年。

第四十条 加工贸易企业出现分立、合并、破产、解散或者其他停止正常生产经营活动情形的，应当及时向海关报告，并且办结海关手续。
加工贸易货物被人民法院或者有关行政执法部门封存的，加工贸易企业应当自加工贸易货物被封存之日起5个工作日内向海关报告。

第五章 附则

第四十一条 违反本办法，构成走私行为、违反海关监管规定行为或者其他违反《海关法》行为的，由海关依照《海关法》和《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》的有关规定予以处理；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十二条 本办法中下列用语的含义：
来料加工，是指进口料件由境外企业提供，经营企业不需要付汇进口，按照境外企业的

第三十五条 経営企業の生産過程中に発生した端材と余剰材料、欠陥品、副産品と被災保税貨物は、加工貿易に対する端材と余剰材料、欠陥品、副産品と被災保税貨物の管理規定に基づき税関は処理を行い、税関は関連返却証書を根拠に核銷を行う。

第三十六条 経営企業が加工貿易手冊を紛失した時、速やかに税関へ報告しなければならない。
税関は関連規定に基づき処理した後、紛失した加工貿易手冊の核銷を行う。

第三十七条 核銷が完了した加工貿易手冊に対して、税関は経営企業に「核銷完了通知書」を発行する。

第三十八条 経営企業が保証を差し入れている場合、税関は核銷完了後に規定に基づき保証を解除する。

第三十九条 加工貿易貨物の手冊作成と核銷証書は加工貿易手冊核銷完了日から3年間保存する。

第四十条 加工貿易企業に分割と合併、破産、解散或いはその他正常な経営活動を停止する状況が発生した場合、速やかに税関へ報告し、さらに税関手続きを終了しなければならない。
加工貿易貨物が人民法院或いは関連行政執行部門に保管された場合、加工貿易企業は加工貿易貨物が保管されてから5営業日以内に税関へ報告しなければならない。

第五章 附則

第四十一条 本弁法に違反し、密貿易行為と税関監督管理規定違反行為或いはその他「税関法」に違反する行為を犯す場合、税関は「税関法」と「中華人民共和國税関行政処罰實施條例」の関連規定に基づき処理を行う。罪を犯す時は、法に則り刑事責任を追及する。

第四十二条 本弁法中の以下用語の意味：
来料加工とは、輸入材料を域外企業が提供し、経営企業は輸入代金を支払う必要がなく、域外企業の要求に照ら

要求进行加工或者装配，只收取加工费，制成品由境外企业销售的经营活动。

进料加工，是指进口料件由经营企业付汇进口，制成品由经营企业外销出口的经营活动。加工贸易货物，是指加工贸易项下的进口料件、加工成品以及加工过程中产生的边角料、残次品、副产品等。

加工贸易企业，包括经海关注册登记的经营企业和加工企业。

经营企业，是指负责对外签订加工贸易进出口合同的全类进出口企业和外商投资企业，以及经批准获得来料加工经营许可的对外加工装配服务公司。

加工企业，是指接受经营企业委托，负责对进口料件进行加工或者装配，并且具有法人资格的生产企业，以及由经营企业设立的虽不具有法人资格，但是实行相对独立核算并已经办理工商营业执照（执照）的工厂。

单位耗料量，是指加工贸易企业在正常生产条件下加工生产单位出口成品所耗用的进口料件的数量，简称单耗。

深加工结转，是指加工贸易企业将保税进口料件加工的产品转至另一加工贸易企业进一步加工后复出口的经营活动。

承揽者，是指与经营企业签订加工合同，承接经营企业委托的外发加工业务的企业或者个人。

外发加工，是指经营企业委托承揽者对加工贸易货物进行加工，在规定期限内将加工后的产品最终复出口的行为。

核销，是指加工贸易经营企业加工复出口或者办理内销等海关手续后，凭规定单证向海关报核，海关按照规定进行核查以后办理解除监管手续的行为。

第四十三条 保税工厂开展加工贸易业务，按照海关对加工贸易保税工厂的管理规定办理。

第四十四条 进料加工保税集团开展加工

料加工或いは組み立てを行い、加工費のみを受け取り、完成品は域外企業が販売する経営活動を指す。

進料加工とは、経営企業が輸入材料の代金を支払って輸入し、完成品を輸出して域外で販売する経営活動を指す。

加工貿易貨物とは、加工貿易項目で材料を輸入し、加工済み完成品及び加工過程で生産された端材と欠陥品、副产品等を指す。

加工貿易企業は、税関の登録登記を経た経営企業と加工企業を含む。

経営企業とは、対外契約を締結した加工貿易輸出入契約に責任を持つ各種輸出入企業と外商投資企業であり、批准を経て来料加工経営許可証を取得した加工組み立てサービス会社を指す。

加工企業とは、経営企業から委託を受け、輸入材料を加工或いは組み立てすることに責任を持ち、法人資格を有する生産企業及び経営企業を通して設立した法人資格を有さないが、相対的に独立採算を行い工商営業許可証を取得した工場を指す。

単位材料消耗量とは、加工貿易企業が正常な生産条件下で加工生産企業が完成品を輸出するために消耗した輸入材料の数量のことで、略して単耗と呼ぶ。

深加工結転とは、加工貿易企業が保税輸入材料を加工した商品を別の加工貿易企業へ移転しさらに加工した後、再輸出する経営活動を指す。

請負人とは、経営企業と加工契約を締結し、経営企業が委託する外注加工業務を受けた企業或いは個人を指す。

外注加工とは、経営企業が請負人に加工貿易貨物加工を委託し、規定期限内に加工後の商品を最終的に再輸出する行為を指す。

核銷とは、加工貿易経営企業が加工して再輸出する或いは国内販売等の税関手続き後、規定証明書に基づき税関へ報告し、税関が規定に基づき調査後に監督管理手続きを解除する行為を指す。

第四十三条 保税工場が加工貿易業務を展開する場合、税関の加工貿易保税工場に対する管理規定に基づき処理する。

第四十四条 進料加工保税グループが加工貿易を展開

贸易业务，按照海关对进料加工保税集团的管理规定办理。

第四十五条 实施联网监管的加工贸易企业开展加工贸易业务，按照海关对加工贸易企业实施计算机联网监管的管理规定办理。

第四十六条 加工贸易企业在海关特殊监管区域内开展加工贸易业务，按照海关对海关特殊监管区域的相关管理规定办理。

第四十七条 单耗的申报与核定，按照海关对加工贸易单耗的管理规定办理。

第四十八条 海关对加工贸易货物进口时先征收税款出口后予以退税的管理规定另行制定。

第四十九条 本办法由海关总署负责解释。

第五十条 本办法自公布之日起施行。2004年2月26日以海关总署令第113号发布，并经海关总署令第168号、195号修正的《中华人民共和国海关对加工贸易货物监管办法》同时废止。

海关总署公告2014年第21号

关于执行《中华人民共和国海关加工贸易货物监管办法》有关问题的公告

根据《中华人民共和国海关法》、《中华人民共和国海关加工贸易货物监管办法》（海关总署令第219号，以下简称《办法》）及其他相关法律、行政法规、规章，现将海关加工贸易监管中有关问题公告如下：

一、加工贸易备案（变更）、外发加工、深加工结转、余料结转、核销、放弃核准等业务不再按照《中华人民共和国行政许可法》的要求办理行政许可手续，其名称相应变更

する時、税関の進料加工保税グループに対する管理規定に基づき処理する。

第四十五条 ネットワーク監督管理を実施する加工貿易企業が加工貿易業務を展開する時、税関の進料加工貿易企業のコンピュータネットワーク監督管理に対する管理規定に基づき処理する。

第四十六条 加工貿易企業が税関特別監督管理区域内で加工貿易業務を展開する時、税関の税関特別監督管理区域に対する関連管理規定に基づき処理する。

第四十七条 単耗の申告と調査は、税関の加工貿易単耗に対する監督管理規定に基づき処理する。

第四十八条 税関は加工貿易貨物輸入時に先に税金を徴収し輸出後に還付する管理規定を別途制定する。

第四十九条 本弁法は税関総署が解釈に責任を負う。

第五十条 本弁法は公布日から施行する。2004年2月26日に税関総署令第113号として公布し、税関総署令第168号と195号の修正を経た「中華人民共和国税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法」は同時に廃止する。

税関総署公告2014年第21号

「中華人民共和国税関加工貿易貨物監督管理弁法」の執行の関連問題に関する公告

「中華人民共和国税関法」、「中華人民共和国税関加工貿易貨物監督管理弁法」（税関総署令第219号、以下総称「弁法」）及びその他関連法律、行政法規、規則に基づき、税関加工貿易監督管理中の関連問題について以下のよう

に公告する。

一、加工貿易備案（変更）、外注加工、深加工結転（加工貿易企業間の国内保税取引）、余剰材料結転（繰越）、核銷（消し込み）、保税貨物の放棄等の業務は「中華人民共和国行政許可法」の要求を参照して行政許可手続き

为加工贸易手册设立、外发加工备案、深加工结转申报、余料结转申报、核销申报，同时取消放弃核准。企业按照《办法》及本公告有关规定办理海关手续。

二、经营企业应当在手册有效期内办理保税料件或者成品内销、结转、退运等海关手续。

三、关于《办法》第六条

(一) 有下列情形之一的，不予办理抵押手续：

1. 抵押影响加工贸易货物生产正常开展的；
2. 抵押加工贸易货物或者其使用的保税料件涉及进出口许可证件管理的；
3. 抵押加工贸易货物属来料加工货物的；
4. 以合同为单元管理的，抵押期限超过手册有效期限的；
5. 以企业为单元管理的，抵押期限超过一年的；
6. 经营企业或者加工企业涉嫌走私、违规，已被海关立案调查、侦查，案件未审结的；
7. 经营企业或者加工企业因为管理混乱被海关要求整改，在整改期内的；
8. 海关认为不予批准的其他情形。

(二) 经营企业在申请办理加工贸易货物抵押手续时，应向主管海关提交以下材料：

1. 正式书面申请；
2. 银行抵押贷款书面意向材料；
3. 海关认为必要的其他单证。

(三) 经审核符合条件的，经营企业在缴纳相应保证金或者银行、非银行金融机构保函（以下简称“保证金或者保函”）后，主管海关准予其向境内银行办理加工贸易货物抵押，并将抵押合同、贷款合同复印件留存主管海关备案。

保证金或者保函按抵押加工贸易保税货物对应成品所使用全部保税料件应缴税款金额收取。

を行わず、その名称を加工貿易手冊（手帳）作成、外注加工備案、深加工結轉申告、余剩材料結轉申告、核銷申告として相應に変更すると同時に、核准（認可）放棄を取り消す。企業は「弁法」及び本公告の関連規定に照らして税関手続きを行う。

二、經營企業は手冊有効期限内に保税材料或いは完成品の国内販売、結轉、返送等の税関手続きを行わなければならない。

三、「弁法」第六条について

(一) 以下のいずれかの状況に該当する場合、担保手続きを行うことができない。

1. 担保が加工貿易貨物生産の正常展開に影響する
2. 担保加工貿易貨物或いはその使用保税材料が輸出入許可証書管理に関係する
3. 担保加工貿易貨物が来料加工貨物に属する
4. 契約ごとに管理している場合、担保期限が手冊有効期限を越える
5. 企業ごとに管理している場合、担保期限が1年を越える
6. 經營企業或いは加工企業に密貿易や規範違反の疑いがあり、既に税関から立件調査、検査され、案件がまだ審査完了していない
7. 經營企業或いは加工企業が管理混乱により税関から整理改革を要求され、整理改革期間中である
8. 税関が批准を認めないその他状況

(二) 經營企業が加工貿易貨物担保手続きを申請する時、主管税関へ以下資料を提出しなければならない。

1. 正式書面申請
2. 銀行担保付貸出の書面同意資料
3. 税関が必要と認識するその他証書

(三) 審査を経て条件に合致する場合、經營企業が相当の保証金或いは銀行、非銀行金融機構の保証状（以下略称、「保証金或いは保証状」）を納めた後、主管税関は域内銀行へ加工貿易貨物担保処理を許可し、担保契約書と貸出契約書コピーを主管税関に備案して保管する。保証金或いは保証状は、担保加工貿易保税貨物に対応する完成品に使用する全保税材料に基づいて納めるべき税金額が徴収される。

四、关于《办法》第十条

(一) “分开管理”是指加工贸易货物应与非加工贸易货物分开存放，分别记帐。对确实无法实现货物分开存放的，须经主管海关在审核企业内部信息化管理系统、确认其能够通过联网监管系统实现加工贸易货物与非加工贸易货物数据信息流分开后，认定其符合“分开管理”的监管条件。企业应当确保保税物流与数据信息流的一致性。

(二) “海关备案的场所”是指加工贸易企业在办理海关注册登记以及加工贸易业务时向海关备案的经营场所。

(三) 加工贸易企业改变或者增加存放场所，须经主管海关批准。主管海关应要求加工贸易企业提交注明存放地址、期限等有关内容的书面申请和存放场所的所有权证明复印件，如属租赁场所还需提交租赁合同。除发加工等业务需要外，加工贸易货物不得跨直属海关辖区进行存放。

五、关于《办法》第二十三条

(一) 企业在办理深加工结转业务时，有未按照有关规定进行收发货申报及报关情形的，在补办有关手续前，海关不再受理新的《深加工结转申报表》，并可根据实际情况暂停已办理《深加工结转申报表》的使用。

(二) 企业应按照规定撤销或者修改深加工结转报关单；对已放行的深加工结转报关单，不能修改，只能撤销。

(三) 转出、转入企业违反有关规定的，海关按照《中华人民共和国海关法》及《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》的规定处理；构成犯罪的，依法追究其刑事责任。

四、「弁法」第十条について

(一) 「分別管理」とは加工貿易貨物が非加工貿易貨物と分けて保管され、分別記帳されていることを指す。貨物分別保管の実現不可が確実なものに対しては、主管税関の企業内部情報化システム審査を必ず受けねばならず、その機能がネットワーク監督管理システムを通して加工貿易貨物と非加工貿易貨物のデータ情報の分別を実現していることを確認した後、「分別管理」に合致する監督管理条件を認定する。企業は保税貨物の流れとデータ情報の流れの一致性を確保しなければならない。

(二) 「税関備案の場所」とは、加工貿易企業が税関で登記登録及び加工貿易業務を行う時に税関へ備案する経営場所を指す。

(三) 加工貿易企業が保管場所を変更或いは増加する時、主管税関の批准を経なければならない。主管税関は加工貿易企業へ保管住所と期限等の関連内容を明記した書面申請と保管場所の所有権証書コピーの提出を要求し、リース場所に属する場合はさらにリース契約書の提出が必要。

外注加工等の業務需要を除き、加工貿易貨物は直属税関管轄区を跨いで保管することはできない。

五、「弁法」第二十三条について

(一) 企業が深加工結転業務を行う時、関連規定に照らして荷受荷送申告及び通関状況をまだ行っていない場合、後から補充関連手続きを行う前に、税関は新しい「深加工結転申告表」を受理せず、かつ実際の状況に基づき処理済の「深加工結転申告表」の使用を暫定的に停止することができる。

(二) 企業は関連規定に照らして深加工結転報関単（通関申告書/証明書）の取り消し或いは修正を行わなければならない。すでに発行された深加工結転報関単は修正できず、取り消しのみ行うことができる。

(三) 転出と転入企業が関連規定に違反した時、税関は「中華人民共和国税関法」及び「中華人民共和国税関行政处罚实施条例」の規定に照らして処理を行う。罪を犯した時は、法に則って刑事責任を追及する。

六、关于《办法》第二十四条

(一) 企业应当在货物首次外发之日起3个工作日内向海关备案外发加工基本情况；企业应当在货物外发之日起10日内向海关申报实际收发货情况，同一手（账）册、同一承揽者的收、发货情况可合并办理。

企业外发加工备案信息发生变化的，应当向海关变更有关信息。

(二) 以合同为单元管理的，首次外发是指在本手册项下对同一承揽者第一次办理外发加工业务；以企业为单元管理的，首次外发是指本核销周期内对同一承揽者第一次办理外发加工业务。

(三) 对全工序外发的，企业应当在外发加工备案时缴纳相当于外发加工货物应缴税款金额的保证金或者保函。企业变更外发加工信息时，涉及企业应缴纳外发加工保证金数量增加的，企业应补缴保证金或者保函。

(四) 企业未按规定向海关办理外发加工手续，或者实际外发情况与申报情况不一致的，按照《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》有关规定予以处罚。

七、关于《办法》第二十七条

企业申请内部料件串换的，应遵循以下原则：

(一) 保税料件之间以及保税料件和进口非保税料件之间的串换，必须符合品种、同规格、同数量的条件。

(二) 保税料件和国产料件（不含深加工结转料件）之间的串换必须符合品种、同规格、同数量、关税税率为零，且商品不涉及进出口许可证件管理的条件。

(三) 经营企业因保税料件与非保税料件之间发生串换，串换下来同等数量的保税料件，经主管海关批准后，由企业自行处置。

八、关于《办法》第二十九条

经营企业因加工贸易出口产品售后服务需要

六、「弁法」第二十四条について

(一) 企業が貨物を初めて外注した日から3営業日以内に税関へ外注加工の基本状況を備案しなければならない。企業は貨物の外注日から10日以内に税関へ実際の荷受荷送状況を申告しなければならない。同一手冊と同一請負人の荷受荷送状況は一括して処理が可能。

企業外注加工備案情報に変更が生じた場合、税関で関連情報の変更を行わなければならない。

(二) 契約ごとに管理している場合、初めての外注とは本手冊項目下において同一請負人に対して初めて外注加工業務を行うことを指す。企業ごとに管理している場合、初めての外注とは、本核銷期限内で同一請負人に対して初めて外注加工業務を行うことを指す。

(三) 全工程を外注する場合、企業は外注加工備案時に外注加工貨物が納めるべき税額相当の保証金或いは保証状を納めなければならない。企業が外注加工情報を変更する時、企業が納めるべき外注加工保証金額の増加に関係する場合、企業は保証金或いは保証状を追加で納めなければならない。

(四) 企業が規定に照らして税関で外注加工手続きを未だ行っていない、或いは実際の外注状況と申告状況が一致しない場合、「中華人民共和國税関行政処罰實施條例」の関連規定に照らして処罰を行う。

七、「弁法」第二十七条について

企業が内部材料交換を申請する場合、以下原則を遵守しなければならない。

(一) 保税材料及び保全材料与輸入非保税材料間の交換は、同種類、同規格、同数量の条件に合致しなくてはならない。

(二) 保税材料与国产材料（深加工結轉材料を含まない）間の交換は同種類、同規格、同数量、関税率ゼロ、かつ商品が輸出入許可証管理に関係しないという条件に合致しなくてはならない。

(三) 経営企業は保税材料与非保税材料間に発生した交換において、同等数量の保税材料を交換する場合、主管税関の批准を経た後、企業自身で処理する。

八、「弁法」第二十九条について

経営企業が加工貿易輸出商品のアフターサービスの必

而申请出口加工贸易手册项下进口的未加工保税料件的，可以按“进料料件复出”或者“来料料件复出”的贸易方式直接申报出口。

九、关于《办法》第三十三条

经营企业申请办理加工贸易货物内销手续，除特别规定外，应当向海关提交下列单证：

（一）主管部门签发的《加工贸易保税进口料件内销批准证》；

（二）经营企业申请内销加工贸易货物的材料；

（三）提交与归类和审价有关材料。

经营企业申请办理加工贸易货物内销手续，应当如实申报《加工贸易货物内销征税联系单》，凭以办理通关手续。

十、关于《办法》第三十五条

加工贸易料件、成品无法复出口的，按照《中华人民共和国海关关于加工贸易边角料、剩余料件、残次品、副产品和受灾保税货物的管理办法》（海关总署令第111号公布，海关总署令第218号修订）中对剩余料件的有关规定办理。

十一、经营企业申报剩余料件结转的，应当向海关提交下列单证：

（一）经营企业申报剩余料件结转的材料；

（二）经营企业拟结转的剩余料件清单；

（三）海关需要收取的其他单证和材料。

经营企业应当如实申报《加工贸易剩余料件结转联系单》，凭以办理通关手续。

十二、经营企业应当在手册有效期内进行报核，对经营企业到期手册未报核的，经海关审查，按照《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》的有关规定进行处理。

要性によって、加工貿易手冊項目下で輸入した未加工保税材料の輸出を申請する場合、「進料材料再輸出」或いは「来料材料再輸出」の貿易方式に基づき直接輸出を申告することができる。

九、「弁法」第三十三条について

経営企業が加工貿易貨物の国内販売手続きを申請する場合、特別規定がある場合を除き、税関へ以下証書を提出しなければならない。

（一）主管部門が発行した「加工貿易保税輸入材料国内販売批准証」

（二）経営企業の加工貿易貨物国内販売申請資料

（三）分類と価格審査に関連して提出した資料

経営企業が加工貿易貨物の国内販売手続きを申請する場合、「加工貿易貨物国内販売税徴収連絡票」をありのままに申告し、これによって通関手続きを行わなければならない。

十、「弁法」第三十五条について

加工貿易材料と完成品の輸出が出来なかった場合、「中華人民共和国税関の加工貿易端材、余剩原材料、欠陥品、副产品と被災保税貨物の管理弁法」（税関総書令第111号公布、税関総書令第218号改正）中の余剩原材料の関連規定に照らして処理する。

十一、経営企業が余剩原材料の結転を申告する時、税関へ以下書類を提出しなければならない。

（一）経営企業が余剩原材料結転を申告した資料

（二）経営企業が結転する余剩原材料のリスト

（三）税関が取得を必要とするその他証書と資料

経営企業は「加工貿易余剩原材料結転連絡票」をありのままに申告し、これによって通関手続きを行わなければならない。

十二、経営企業は手冊有効期限内に報告を行わなければならない。経営企業が満期の手冊を報告していない場合、税関審査を経て、「中華人民共和国税関行政処罰实施条例」の関連規定に照らして処理を行う。

<p>十三、关于《办法》第四十二条 经营企业应按照《中华人民共和国海关报关 单位注册登记管理规定》（海关总署令第221 号）办理海关注册登记手续。</p> <p>十四、在启用计算机系统办理相关业务前， 暂使用原纸质单证办理。 本公告内容自公布之日起执行。海关总署公 告2005年第9号、2010年第93号同时废止。 特此公告。</p> <p style="text-align: right;">海关总署 2014年3月24日</p>	<p>十三、「弁法」第四十二条について 経営企業は「中華人民共和國税関の報関単位登記登録管 理規定」（税関総署令第221号）に照らして税関登記登 録手続きを行わなくてはならない。</p> <p>十四、コンピュータシステムを新たに使用して関連業務 を行うまでは、暫定的に原紙ベースの証書を使用して処 理する。 本公告の内容は公布日から執行する。税関総署公告2005 年第9号、2010年第93号は同時に廃止する。 ここに公告する。</p> <p style="text-align: right;">税関総署 2014年3月24日</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007